

とび技能者能力評価基準

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が 2, 580 日（12 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録鳶・土工基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長としての就業日数が 1, 505 日（7 年）以上であること。
レベル3	就業日数が 1, 720 日（8 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1級とび技能士</li> <li>●1級又は2級建築施工管理技士</li> <li>●1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>●下記資格（計13資格）のうち3つ以上</li> <li>✓2級とび技能士</li> <li>✓レベル2資格（計12資格）</li> <li>・レベル2の基準に示す保有資格</li> </ul>	職長としての就業日数と班長としての就業日数との合計が 430 日（2 年）以上であること。 ただし、班長については、職長教育を修了したものとす。
レベル2	就業日数が 645 日（3 年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉掛技能講習、</li> <li>・職長・安全衛生責任者講習</li> <li>下記のうちから1つ以上</li> <li>✓建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>✓高所作業車運転技能講習</li> <li>✓ガス溶接技能講習</li> <li>✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習</li> <li>✓木造建築物の組立て等作</li> </ul>	

		業主任者技能講習 ✓コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 ✓車両系建設機械（整地等）運転技能講習 ✓車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ✓車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

- ※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可  
 ✓印の保有資格については、レベル3については3つ以上、レベル2については1つ以上保有が必要